

「投資助言に係る契約締結前の書面」の一部改正について

下線部変更

(2020年7月27日)

現 行	変 更 案
<p>(枠内)</p> <p>I 報酬等について</p> <p>(1) 投資顧問契約による報酬</p> <p>当社は、シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨（1k）毎に1円（税込）をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくご負担いただきます。</p> <p>II 外国為替証拠金取引に係るリスク</p> <p>投資顧問契約により助言する有価証券等（シストレ24）についてのリスクは、次のとおりです。</p> <p>シストレ24は、店頭外国為替証拠金取引であり、元本および利益が保証された取引ではありません。また、取引される通貨の価格変動などにより損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。このように、シストレ24は、多額の利益を得ることができる一方で多額の損失を被る可能性のあるハイリスク・ハイリターン取引です。取引を開始されるにあたっては、シストレ24の仕組みやリスクを十分ご理解いただき、お客様の資力、取引目的および取引経験などを十分考慮のうえ、お客様自身の責任と判断で取引してください。</p> <p>(1) 信用リスク</p> <p>シストレ24は、お客様と当社との相対取引です。当社はお客様の取引の相手方となりますが、当社の信用状況の悪化や法その他の関係法令の変更などによって、取引の相手方としての義務を果たせなくなる可能性があります</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 金利変動リスク</p>	<p>(枠内)</p> <p>I 報酬等について</p> <p>(1) 投資顧問契約による報酬</p> <p>当社は、シストレ24およびマイメイト（総称し、以下、「本取引」といいます。）における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨（1k）毎に1円（税込）をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくご負担いただきます。</p> <p>II 外国為替証拠金取引に係るリスク</p> <p>投資顧問契約により助言する本取引のリスクは、次のとおりです。</p> <p>本取引は、店頭外国為替証拠金取引であり、元本および利益が保証された取引ではありません。また、取引される通貨の価格変動などにより損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。このように、本取引は、多額の利益を得ることができる一方で多額の損失を被る可能性のあるハイリスク・ハイリターン取引です。取引を開始されるにあたっては、本取引の仕組みやリスクを十分ご理解いただき、お客様の資力、取引目的および取引経験などを十分考慮のうえ、お客様自身の責任と判断で取引してください。</p> <p>(1) 信用リスク</p> <p>本取引は、お客様と当社との相対取引です。当社はお客様の取引の相手方となりますが、当社の信用状況の悪化や法その他の関係法令の変更などによって、取引の相手方としての義務を果たせなくなる可能性があります。</p> <p>(2) 現行通り</p> <p>(3) 金利変動リスク</p>

<p>シストレ24では、ポジションのロールオーバーに伴い、スワップポイントの受払いが生じます。原則、高金利通貨の売ポジションを保有している場合、金利差相当額を支払うことになるため、損失が生じる可能性があります。また、市場金利の動向によっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売ポジションと買ポジションの双方のスワップポイントが支払いとなる場合があります。</p>	<p>本取引では、ポジションのロールオーバーに伴い、スワップポイントの受払いが生じます。原則、高金利通貨の売ポジションを保有している場合、金利差相当額を支払うことになるため、損失が生じる可能性があります。また、市場金利の動向によっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売ポジションと買ポジションの双方のスワップポイントが支払いとなる場合があります。</p>
<p>(4) 省 略 (5) 電子取引システムリスク</p>	<p>(4) 現行通り (5) 電子取引システムリスク</p>
<p>シストレ24は、電子取引システムを利用して行います。そのため、通信機器の故障、通信回線の障害または電子取引システムの故障などにより、お客様が望む取引を提供できなくなる可能性があります。</p>	<p>本取引は、電子取引システムを利用して行います。そのため、通信機器の故障、通信回線の障害または電子取引システムの故障などにより、お客様が望む取引を提供できなくなる可能性があります。</p>
<p>(6) 省 略 (7) カバー取引リスク</p>	<p>(6) 現行通り (7) カバー取引リスク</p>
<p>シストレ24では、お客様からのご注文は、全てカバー先金融機関にてカバー取引が行われています。そのため、カバー先金融機関の信用状況により損失を被るリスクや、何らかの事情により全てのカバー先にカバー取引ができない状況になった場合、当社は通常通りのお取引をご提供できなくなる場合があります。お客様はお取引が困難になるリスクがあります。</p>	<p>本取引では、お客様からのご注文は、すべてカバー先金融機関にてカバー取引が行われています。そのため、カバー先金融機関の信用状況により損失を被るリスクや、何らかの事情によりすべてのカバー先にカバー取引ができない状況になった場合、当社は通常通りのお取引をご提供できなくなる場合があります。お客様はお取引が困難になるリスクがあります。</p>
<p>(8) 提示レートが相場から乖離するリスク 本取引は、お客様と当社の相対取引です。本取引では、<u>複数</u>のカバー先からの配信価格や市場環境をもとに当社が生成した独自の価格をお客様に提示しています。そのため、当社が提示する価格は、他の金融機関や市場価格と必ずしも一致するものでなく、大きく乖離する可能性もあります。</p>	<p>(8) 提示レートが相場から乖離するリスク 本取引は、お客様と当社の相対取引です。本取引では、カバー先からの配信価格や市場環境をもとに当社が生成した独自の価格をお客様に提示しています。そのため、当社が提示する価格は、他の金融機関や市場価格と必ずしも一致するものでなく、大きく乖離する可能性もあります。</p>
<p>III 省 略</p>	<p>III 現行通り</p>
<p>IV クーリング・オフ期間経過後の契約の解除</p>	<p>IV クーリング・オフ期間経過後の契約の解除</p>

<p>クーリング・オフ期間経過後は、<u>お客様が当社に解約の申出をすることで解除することができます。</u>なお、投資顧問契約を解除するとシストレ24取引口座の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。</p> <p>1. 提供する助言の内容および方法 <u>当社は店頭外国為替証拠金取引「シストレ 24」において、売買シグナルを発するストラテジーによる自動売買取引サービスおよびその付帯サービスを提供することにより、助言を行います。お客様が「シストレ 24」で行う取引は、すべて当社の助言を受けたものとします。</u></p> <p>2. 租税の概要 <u>お客様が店頭外国為替証拠金取引を行う際、売買による利益は、個人は雑所得として申告分離課税の対象となり、法人は益金として通常の法人税率により課税されます。反対売買等により、毎年1月～12月までの間に確定した損益を通算して、利益となった場合には、必要経費を控除した額が課税対象になります。</u></p>	<p>クーリング・オフ期間経過後は、<u>書面による意思表示で解除することができます。</u>なお、投資顧問契約を解除すると<u>すべての店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引口座</u>の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。</p> <p><u>※店頭外国為替証拠金取引および店頭CFD取引は、クーリング・オフの対象ではありません。</u></p> <p>1. 提供する助言の内容および方法 <u>当社は店頭外国為替証拠金取引である本取引において、売買シグナルを発するストラテジーおよびAIによる自動売買取引サービスおよびその付帯サービスを提供することにより、助言を行います。お客様が本取引で行う取引は、すべて当社の助言を受けたものとします。</u></p> <p>2. 租税の概要 <u>(1)個人のお客さまの場合</u> <u>2012年1月1日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税*が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u> <u>*復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</u> <u>金融商品取引業者は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p><u>(2)法人のお客さまの場合</u> <u>法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発</u></p>
--	---

	<p>生じた益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問合せ下さい。</p> <p>3. 禁止事項</p> <p>金融商品取引業者は、次のことが法律で禁止されています※。</p> <p>(1) 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方としてまたは当該顧客のために一定の金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為)を行うこと。</p> <p>(2) 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、または当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託されること。</p> <p>(3) 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、または顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。</p> <p>※当社は金融商品取引業等に関する内閣府令第95条第2項各号の規定により、上記(1)乃至(3)の禁止の適用を受けません。</p>
<p>3. 追加</p> <p>3. 投資顧問契約の終了の事由</p> <p>投資顧問契約は、次の事由により終了します。</p> <p>(1) 契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)</p> <p>(2) クーリング・オフによりお客様からの書面による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)</p> <p>(3) 当社が提供する店頭外国為替証拠金取引における、「シストレ 24」の取引口座を解約したとき</p> <p>(4) 当社が、投資助言業を廃業したとき</p>	<p>4. 投資顧問契約の終了の事由</p> <p>投資顧問契約は、次の事由により終了します。</p> <p>(1) お客様が、投資顧問契約、本取引にかかる約款等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合</p> <p>(2) お客様が、本取引にかかる約款等の解約条項に該当した場合。</p> <p>(3) お客様が法令に違反した場合。</p> <p>(4) お客様が当社に提供した情報に虚偽があった場合。</p> <p>(5) お客様が当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合。</p>

	<p>(6) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合。</p> <p>(7) お客様が破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申立てまたは申し立てられた場合。</p> <p>(8) 当社が業務上、その他の理由により投資助言サービスに係る業務を終了した場合。</p> <p>(9) その他の事情により、本契約を解約することがやむを得ないと当社が判断した場合。</p>
<p>◇会社の概要 (2020年6月8日現在)</p> <p>1 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>追 加</p> <p>以下、省 略</p> <p style="text-align: right;">2020年6月8日</p>	<p>◇会社の概要 (2020年7月27日現在)</p> <p>1 現行通り</p> <p>2 現行通り</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役 伊藤 誠規</p> <p style="padding-left: 40px;">以下、現行通り</p> <p style="text-align: right;">2020年7月27日</p>